

経理部門の基本有用情報 今月の経理情報

今回のテーマ： 交際費と寄附金の損金算入限度額

法人が支出する交際費と寄附金の損金算入限度額はつぎのとおりです。

1. 交際費の損金算入限度額

支出内容により限度額が異なります。2014年4月以降開始事業年度からは、つぎのとおりです。

		《資本金1億円超の法人》		《資本金1億円以下の法人》	
交 際 費 等	接待飲食費以外		損金不算入		800万円まで損金算入可能
	接 待 飲 食 費	@5,000円超	50%損金算入		申告時に有利選択 ↓ 接待飲食費 50%損金算入
		@5,000円以下	全額損金算入		

送迎のためのタクシー代などの交通費、ゴルフ場での飲食代、贈答のための手土産代は、接待飲食費以外となります。

2. 寄附金の損金算入限度額

寄附先により、損金算入限度額が異なります。

寄 附 金	国・地方公共団体に対する寄附金	全額損金算入
	指定寄附金(公益法人等に対する寄附で財務大臣が指定したもの)	
	学校法人、社会福祉法人、公益社団・財団法人、認定NPO法人に対する寄附金	損金算入額 ※ $(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 1/2$ 上記を超える金額は、下記のその他への寄附金に含める。
	一般社団・財団法人その他への寄附金	損金算入額 ※ $(\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times 1/4$
	@1,000円以下の寄附金	全額損金算入

※ 寄附金支出前

お見逃しなく！

- ① 接待飲食費@5,000円以下の判定上、税抜き価格を用いるか税込み価格を用いるかは、法人の消費税の経理処理に従います。
- ② 接待飲食費の50%損金算入及び@5,000円以下の損金算入の適用を受けるためには、飲食等の年月日、参加者(@5,000円以下損金算入の場合は参加人数も)、飲食店名を書類として残す必要があります。50%損金算入の場合は、帳簿への記録も必要です。